

保育料として徴収する経費の考え方について

1 基本的な考え方

保育所に関する経費については、保育所施設の用地購入や施設建設費と運営費があり、保育所建設に要する経費については、従前から公費負担とすべきとされています。

2 保育料として徴収する経費の考え方

管理的経費を除く直接処遇職員人件費や直接処遇費を保護者負担とする考え方としています。

保育料として徴収する経費

| 項目 | 内容 |
|-------|---------------------|
| 人件費 | 保育士の人件費など |
| 管理費 | 保健衛生に関する経費など |
| 一般生活費 | 給食費、保育材料費、日常的な諸経費など |